

## 船舶事故調査報告書

令和3年5月19日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和2年5月6日 13時00分ごろ
発生場所	福岡県福岡市小呂島 <sup>おろの</sup> 北西方沖 沖ノ島灯台から真方位256°19.0海里（M）付近 （概位 北緯34°10.0 東経129°44.1）
事故の概要	漁船 <sup>かいほう</sup> 海鳳丸は、揚網作業中、乗組員が海中に転落して死亡した。
事故調査の経過	令和2年5月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 海鳳丸、14.33トン FO2-5790（漁船登録番号）個人所有 14.66m（Lr）×3.18m×1.25m、FRP ディーゼル機関、515kW（動力漁船登録票による）昭和54年4月25日
乗組員等に関する情報	船長 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年9月26日 免許証交付日 平成28年3月3日 （令和3年5月8日まで有効） 甲板員A 56歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか4人が乗り組み、従船は船長が1人で乗り組み、小呂島北西方沖において、2そうごち網漁（たい漁）を行う目的で、令和2年5月6日03時00分ごろ同島北西方沖の漁場に向けて福岡市西浦 <sup>にしゅう</sup> 漁港を出港した。 本船及び従船は、05時20分ごろ漁場に到着して1回目の操業を終えた後、09時10分ごろから2回目の操業を開始し、えい網を終えて、12時00分ごろ揚網を始めた。 本船は、機関を中立運転として、左舷側に近付いた従船から左側の

引き網を受け取って左舷船首方にあるリールに巻き取り、揚網作業を開始したところ、網に魚が大量に入っており、一度に揚げることができなかつたので、袋網の途中を玉掛けベルトでしばり、袋網の末端から数回に分けて漁獲物を揚げることにした。

船長は、ふだん操舵室や機関室前面にあるデリックの操作をしながら揚網作業の様子を監督していたが、3回目の揚網作業中にそで網が破損したので、操舵室から左舷船首部のリール下に行き、そで網の補修作業を行うことにした。

甲板員Aは、袋網が甲板に揚がってくると、袋網のファスナーを開けて漁獲物を甲板上に出す作業があるので、4回目の揚網作業中、袋網末端のロープ（以下「本件ロープ」という。）2本を両手で持ち、左舷側ネットローラの船尾側の舷縁にまたがり座った状態で袋網が揚がるまで、甲板上の甲板員B、甲板員C及び甲板員Dとともに待機していた。

（写真1 甲板員Aの体勢（再現）、写真2 本事故当時の配置及び網の状況（イメージ） 図1 本事故当時の配置状況図 参照）

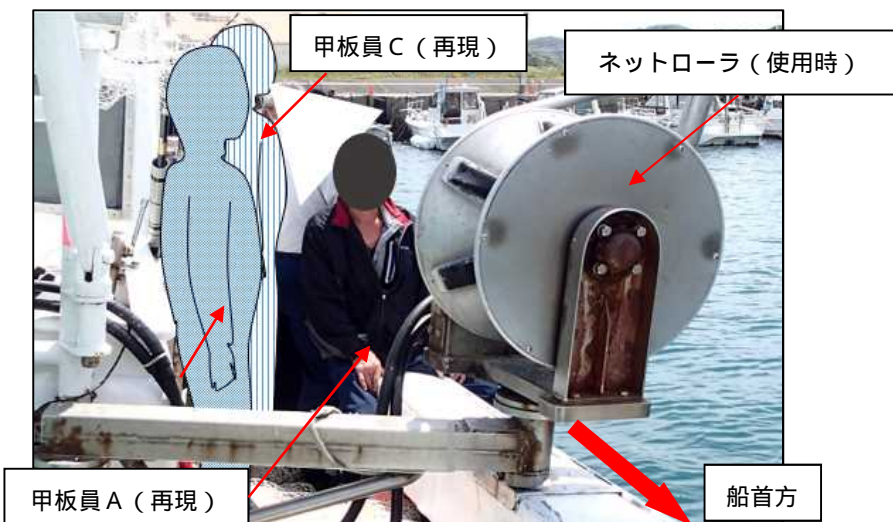


写真1 甲板員Aの体勢（再現）

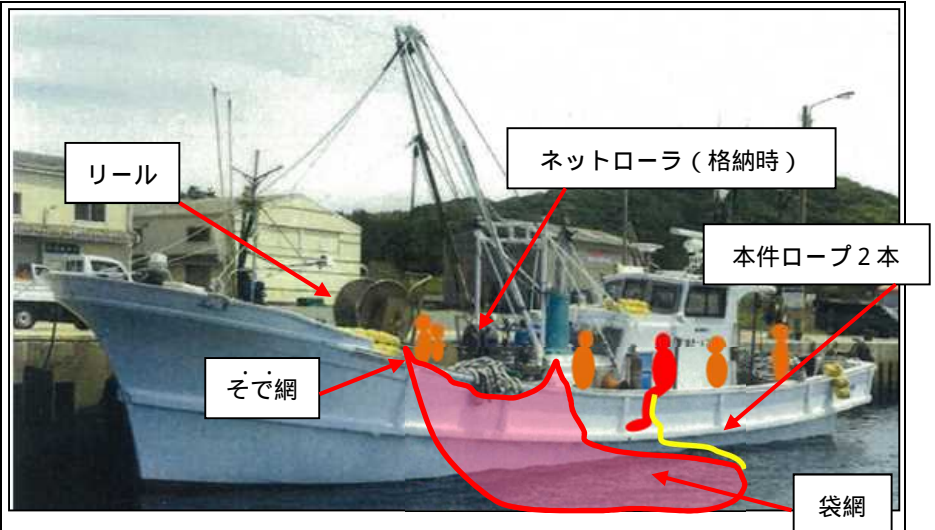


写真2 本事故当時の配置及び網の状況（イメージ）

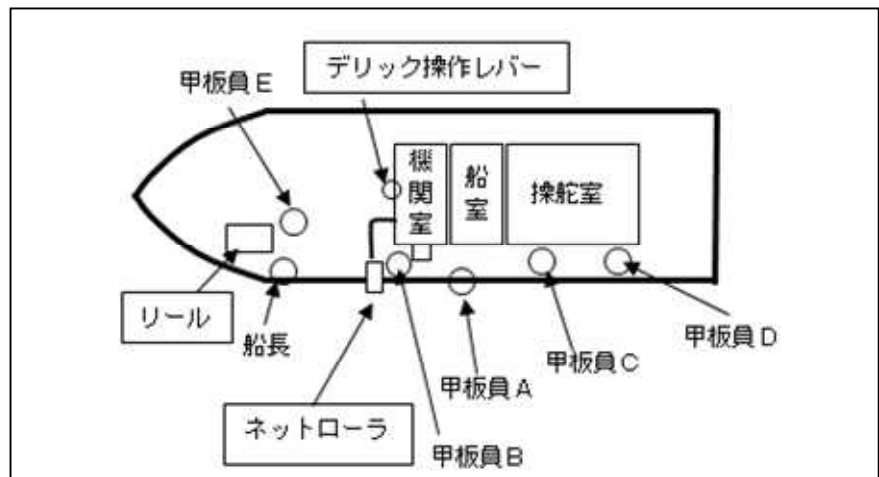


図1 本事故当時の配置状況図

甲板員Aは、舷縁にまたがり座った状態で待機しているときに本船左舷側の海中に落下した。

甲板員B、甲板員C及び甲板員Dは、甲板員Aを救助しようと救命浮環を投げたり、作業用の竿を差し伸べたりしたが、甲板員Aはそれらを掴むことができずに「脚が、脚が」と叫び、大量の魚の動きで網が海中に引き込まれるのと同時に海中に引き込まれた。

甲板員Cは、甲板員Aを救助しようと海に飛び込み、甲板員Aの脇を抱えて引き揚げようとしたが、引き揚げることができなかった。

甲板員Dは、甲板員Aの脚にロープが絡み大量の魚の動きで網とともに海中に引き込まれていると思い、包丁でリール近くの網を切断したところ、網の中の魚が全部海に出て行き、網が浮き、甲板員Aが浮かんできた。

甲板員Aは、甲板員Cに抱え上げられ救助された。

船長は、甲板員Aの意識がなかったので、操船を甲板員Dに任せて小呂島漁港に寄港するように伝え、他の甲板員と共に同漁港到着まで

	<p>甲板員 A へ人工呼吸及び心臓マッサージの救命措置を続けた。</p> <p>従船の船長は、小呂島漁港へ向かう途中に消防署へ救助の要請を行い、消防署が海上保安庁に本事故の発生を連絡した。</p> <p>甲板員 A は、小呂島漁港到着後、診療所で救命措置を受けた後、ドクターヘリで福岡市内の病院に搬送されたが、死亡が確認され、溺死と検案された。</p> <p>(付図 1 事故発生場所概略図、付図 2 2 そうごち網漁操業図、写真 3 本船の船首甲板 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>甲板員 A は、2 そうごち網漁の操業経験が約 12 年以上あった。</p> <p>救命胴衣は、作業の邪魔になるという理由で、乗組員全員着用していなかった。</p> <p>揚網作業においては、特に役割は決まっていなかったものの、甲板員 A は、袋網が甲板に揚がってくると、袋網のファスナーを開けて漁獲物を甲板上に出す作業を主に行っていた。</p> <p>船長は、左舷船首部のリール下でそで網の補修作業を行っており、また、ほか 4 人の甲板員は、甲板員 A を救助することに必死であったので、本事故時の本件ロープの状況については誰も覚えていなかった。</p> <p>甲板員 C は、甲板員 A を救助しようと海に飛び込み、甲板員 A の脇を抱えて引き揚げようとしたが引き揚げられなかったため、脚に本件ロープが絡んでいたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本事故当日、甲板員 A が、甲板上に置かれた本件ロープの上に右脚を乗せていたことを注意しており、本事故当ても右脚を本件ロープの上に乗せていたところ、大量の魚の動きで網が動き本件ロープが引かれるとともに甲板上に置かれた本件ロープが右脚に絡まり、バランスを崩して海中に転落したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>本船は、本事故当時、波浪等で揚網作業に影響するような船体の動揺はなかった。</p> <p>甲板員 A は、本事故当時、健康状態が良好であり、カッパの上下、長靴を履いていた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>甲板員 A は、溺死した。</p> <p>本船は、小呂島北西方沖において揚網作業中、甲板員 A が、本件ロープを両手で持ち本船の左舷側舷縁にまたがり待機していた際、落水して溺死したものと考えられる。</p> <p>甲板員 A は、落水した際、「脚が、脚が」と叫び、大量の魚の動きで網が海中に引き込まれるのと同時に海中に引き込まれたこと、及び</p>

	救助しようと海中に飛び込んだ甲板員Cが引き揚げようとしても引き揚げられなかったことから、脚に本件ロープが絡まって落水し、大量の魚の動きで網とともにロープが海中に引き込まれていた可能性があると考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が小呂島北西方沖において、揚網作業中、甲板員Aが、本件ロープを両手で持ち本船の左舷側舷縁にまたがり待機していた際、落水したことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 甲板員は、甲板上で待機を行うときには舷縁にまたがらずに周囲の作業状況等を十分に確認し、ロープの上に脚を乗せないこと。</li> <li>・ 船長は、操業経験が豊富な甲板員に対しても危険と考えられる態勢にあるときは、その都度乗組員に注意喚起を行うこと。</li> <li>・ 暴露甲板上で漁労作業に従事する際は、救命胴衣を着用すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図



付図2 2 2 ぞうごち網漁操業図

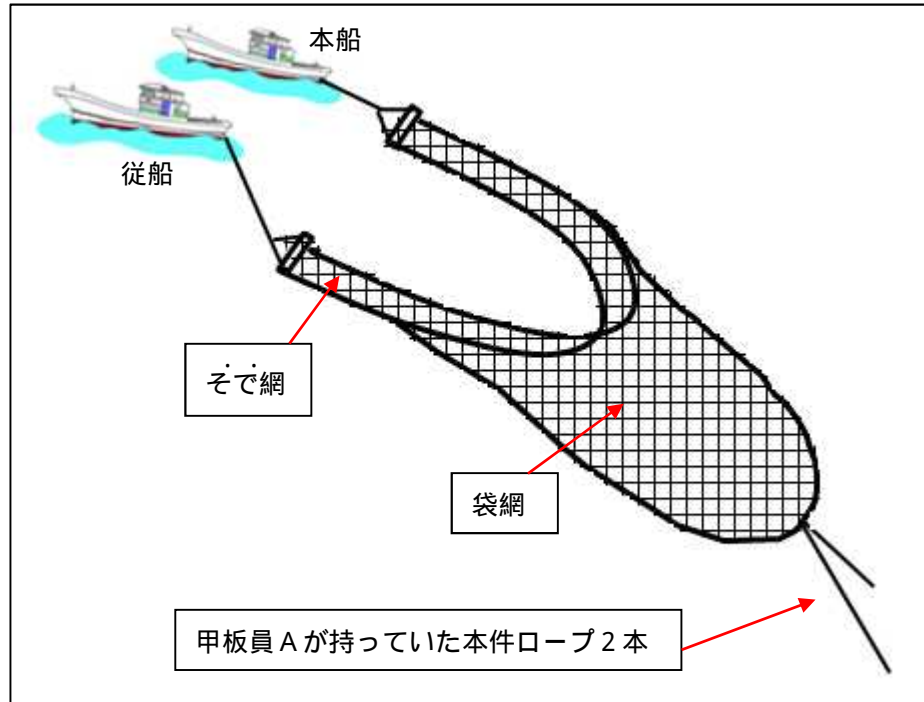


写真3 本船の船首甲板

